

西郷村観光誘客促進事業助成金交付要綱

令和7年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、西郷村への誘客を促進することにより、観光の振興及び交流人口拡大、並びに地域活性化を図るため、村内宿泊施設を利用して行う団体に予算の範囲内で交付する西郷村誘客促進事業助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

(1)団体

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校の生徒又は学生が所属する部・団体(クラブ、サークル、ゼミナール等)又は、社会人が所属する部・団体(クラブ、サークル、ゼミナール等)、プロチーム

(2)宿泊施設

旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条で規定する旅館営業、ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設(ただし、この助成金の趣旨に合致しないと認められる施設は除く)。

(3)旅行

村外に活動拠点を置く団体が村内の宿泊施設に宿泊してスポーツ・文化活動等を行うもの

(4)参加者

団体に所属し、スポーツ・文化活動を行う者、指導者

(交付の対象となる旅行)

第3条 助成金の交付の対象となる旅行は、次の各号の要件を全て満たしたものとし、同一団体への助成は同一年度内において1回限りとする。

(1)村外の団体が、村内の宿泊施設に連続して2泊以上宿泊し、かつ、延べ宿泊者数が20人泊以上であること。

(2)宿泊期間のいずれの日について村内の宿泊施設及びスポーツ・文化施設等を利用すること。ただし、宿泊施設が所有する施設のみを利用する場合は除く。

(3)各種大会、会議等(以下「大会等」という。)への参加を目的とするものでないこと。ただし、大会等の前後に実施する場合は、大会等参加日数を除いた宿泊日数を対象とする。

(4)会長がこの要綱の趣旨に資すると特に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象外とする。

(1)国または地方自治体が主催するもの

(2)政治的、宗教的な活動を目的とするもの

(3)特定の企業の営利を主たる目的とするもの

(4)暴力団等反社会的な勢力の利益となるもの

(5)目的が公序良俗に反するもの

(事業の実施期間)

第4条 助成金の交付対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、予算の範囲内において交付するものとし、延べ宿泊者数に別表1に定める宿泊助成金を乗じて得た額に温泉助成金を加えた額と実支払額の1/2を比較して、いずれか少ない方の額かつ12万円を上限とする。ただし、実施した結果、実参加者数、延べ宿泊者数又は期間が申請した内容に満たなかった場合は、結果に応じた内容へ変更するものとし、第3条に規定する要件に満たなかった場合は、交付の対象外とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、西郷村誘客促進事業助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、旅行開始の1ヶ月前までに西郷村誘客促進協議会(以下協議会という。)に提出しなければならない。なお、協議会は申請書等を先着順に受け付けるものとする。

- (1)旅行計画書(様式第2号)
- (2)参加者名簿(様式第3号)
- (3)その他必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 助成金の交付の申請があったときは、申請に係る書類の審査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第8条 助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を助成金の交付の申請をした者に交付決定通知書(様式第4号)を通知するものとする。

(変更等の承認の申請)

第9条 事業内容に下記の変更等が生じ、その承認を受けようとする場合は、西郷村誘客促進事業変更(中止)承認申請書(様式第5号)を協議会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1)事業主体を変更すること。
- (2)助成金交付申請額を変更すること。
- (3)第3条の各号のいずれかに該当しなくなること。

(実績報告)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、西郷村誘客促進事業助成金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、当該事業終了後14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

- (1)請求書(様式第7号)

- (2)旅行実績書(様式第 8 号)
- (3)宿泊証明書(様式第 9 号)
- (4)感想文
- (5)アンケート
- (6)その他必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、額の確定通知(様式第 10 号)を通知するものとする。

(助成金の支払)

第12条 協議会は、実績報告を精査した結果、交付要件を満たすと認められるときには、請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第13条 協議会は、助成金の交付を受けた団体が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載をしたときは、助成金の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

別表1

(1)宿泊助成金(延べ宿泊者数に1泊当たり下記助成金額を乗じて得た金額が合計助成金額)

宿泊日	4月1日～ 6月30日	7月1日～ 8月31日	9月1日～ 10月31日	11月1日～ 3月31日
助成金の額	3,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円

(2)温泉助成金

期間中に村内の温泉施設等の利用を行った場合は、1人当たり500円(入浴料が500円未満の場合はその額)を宿泊助成金とは別に交付する。